

- ▶ **受付場所** 健康福祉政策課(市庁舎10階)、区役所福祉課、総合出張所
- ▶ **募集要項配布場所** 上記受付場所、出張所、墓地管理事務所
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

● **監査結果などを公表しています**

- 平成27年度一般・特別会計定期監査(工事)報告書
- 平成26年度一般・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書
- 平成26年度公営企業会計決算審査意見書
- 平成26年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書
- ※監査報告書は、本市の事務や工事のやり方が適正で合理的だったかなどについて、監査委員が調査した結果です。
- ※審査意見書は、決算書などの計数の正確性を検証するとともに、各比率等が正しく算定されているかなどを審査し監査委員の意見を付したものです。
- 報告書などは市政情報プラザ、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページで公開しています。
(監査事務局 ☎328-2763)

● **「はかり」の定期検査を受けましょう**

取引または証明に使用している「はかり」の検査を、下記の日程で行います。
家庭用計量器(キッチンスケール・ヘルスマーターなど)の検査(無料)もあわせて行います。

期日	場所
10月5日(月)	託麻原小学校体育館玄関前
10月6日(火)	西原小学校体育館玄関前
10月7日(水)	帯山西小学校体育館玄関前

- ▶ **受付時間** 午前10時～正午、午後1時～3時
- ※託麻原小学校会場・西原小学校会場は午後5時の受付となります。
(計量検査所 ☎369-0610)

税・国保・年金

● **10月は市県民税第3期の納期です**

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。
希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局でお申し込みください。
(納税課 ☎328-2204)

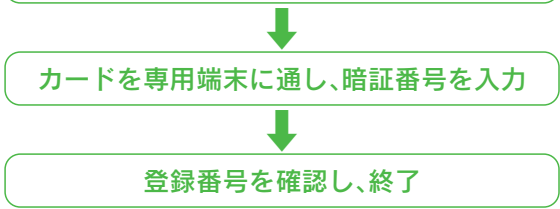
● **保険料の口座振替の申込みがキャッシュカードで簡単に**



- 各種保険料の口座振替の手続きがキャッシュカードで行える「ペイジー口座振替受付サービス」が始まります。通帳・印鑑は不要となるので、従来の手続きに比べ簡単です。
- ▶ **開始期日** 10月1日(木)
※信用金庫は2日(金)～
 - ▶ **対象保険料**
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料
 - ▶ **対象金融機関**
肥後銀行・熊本銀行・熊本信用金庫・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・九州労働金庫・ゆうちょ銀行
 - ▶ **申込みに必要なもの**
・キャッシュカード(代理・法人・クレジットカードなど一部取り扱いできないカー

ドがあります)
・被保険者番号または記号番号がわかるもの(健康保険証・納入通知書など)

国保年金課・区役所区民課・総合出張所の窓口で「口座振替受付サービス利用申込書」に記入(※)



※申込みができる方は納付義務者(世帯主)または生計を共にする同居の親族の方で、カード名義人本人に限ります。
詳しくは、国保年金課(☎328-2270)へ。

● **公的年金を受給している方で65歳になった方へ**

公的年金等を受給している方で、平成26年4月2日～平成27年4月1日の間に満65歳になった方(昭和24年4月3日～昭和25年4月2日生まれの方)は、10月から市県民税の納付方法が変わります。これまで普通徴収(納付書または口座振替による納付)だったものが、公的年金からの特別徴収(天引き)になります。

- ▶ **対象となる方(平成27年4月1日現在)**
 - ・年間収入18万円以上の公的年金等を受給している方で市県民税が課税となる方
 - ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市県民税額よりも多い方
- ※公的年金等の収入以外に給与や不動産、農業などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収が普通徴収になります。
- ※納付方法が公的年金からの特別徴収に変わること新たな税負担は生じません。
- ※年金保険者からの年金振込通知書に記載してある「個人住民税」と「個人市県民税」は、同じ税金です。
詳しくは、区役所税務課へ。



くらしの中の人権 25

自死遺族の人権

身近な人を亡くすことは、とても悲しく苦しい体験です。特に自殺で亡くなった場合、突然の死であることのショックや自殺を止められなかったという自責など、遺族の苦しみははかりしれません。さらに、自殺に関する社会の偏見や周囲の誤解などによって、親族が自殺で家族を亡くしたことを周囲に話せず、1人で苦しみ孤立してしまうケースも少なくありません。

政府が策定した「自殺総合対策大綱」では、自死遺族などに対する支援の取組の重要性を述べています。多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、さまざまな悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と述べられています。自殺は個人の問題ではなく、社会全体で対策に取り組む必要があります。

人が死のあり方によって差別されることのない社会、これ以上苦しむ方が増えないような、誰も自殺に追い込まれない社会作りが求められます。
(人権推進総室 ☎328-2333)

ごみ・リサイクル

● **秋の町内一斉清掃**

町内一斉清掃が市内の各町内で行われます。早朝の清掃作業です。わたしたちのまちをわたしたちの手できれいにしましょう。集めたごみは指定袋以外の透明ごみ袋に入れるか紐で束ねて出しましょう。

- ▶ **期日** 10月25日(日)
- ▶ **場所** 各町内
- ※一斉清掃については町内自治会ごとに実施されますので、詳しくは町内自治会長にお尋ねください。
(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

● **東部環境工場の大型ごみ受入を停止します**

東部環境工場の破砕機の定期保守点検のため、大型のごみの受け入れを停止します。期間中は燃やす前に破砕する必要がある大きなごみを東部環境工場へ受け入れることができませんので、西部環境工場へ持ち込んでください。通常のごみは受け入れ可能です。

- ▶ **停止期間** 10月7日(水)～16日(金)
- 詳しくは、東部環境工場(☎380-8211)へ。

● **本・絵本などを提供ください**

リサイクル情報プラザでは、不用になったけれどまだ使える家具・衣類・本などを提供いただき、ほかの必要とする方にお譲りしています。現在、本・絵本の在庫がとても少なくなっていますので、ご協力をお願いします。

- ※辞書(百科事典)、地図、ガイドブック、週刊誌、教材関係、月刊誌などは引取りができません。
- ▶ **日時** 火曜日から日曜日の午前9時半～午後4時(月曜・祝日は休館)
- ▶ **場所** リサイクル情報プラザ
- ▶ **対象** 市内に住む方
(リサイクル情報プラザ ☎380-2799)

家庭ごみの排出量
(1人1日あたり)

ごみ出しの際に誤って大きな物をいっしょに出してしまうケースが多発しています。注意しましょう!

チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度 **562g** → 平成27年度 4月～8月 **484g**
-13.88%

※資源化された量・台風災害ごみを除きます。
(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用水使用量
(1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成27年度(8月) **228ℓ**
目標 **218ℓ** (平成30年度までに)

補助制度を利用して、「雨水貯留タンク」を設置しませんか?
自宅の屋根に降った雨水も有効活用!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。